

品川区制限付き一般競争入札実施要綱

(平成 5 年 9 月 17 日区長決定)

要綱第 64 号

(平成 14 年 3 月 20 日一部改正)

(平成 17 年 4 月 1 日一部改正)

(令和 3 年 12 月 27 日一部改正)

要綱第 351 号

(令和 6 年 3 月 27 日一部改正)

要綱第 192 号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区(以下「区」という)が発注する入札案件のうち、制限付き一般競争により発注すべき入札案件を事前に公告することについて、その取扱いについて必要な事項を定め、入札における透明性、公平性、競争性を確保することを目的とする。

(入札案件の範囲)

第2条 制限付き一般競争入札は、原則として、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項(以下、「施行令」という)で規定される額を超える全ての契約を対象とする。ただし、施行令第 167 条に規定されている指名競争入札によることができる範囲については、別途要領で定めることとする。

(入札参加資格要件)

第3条 入札参加資格要件は、資格審査サービスにおいて区に登録のある者について、次の要件を付加して定める。

- (1) 工事請負
経営事項審査総合評点値(P点)、共同格付、官公庁実績、経営状況及び成績評定等に関する事項
- (2) 委託・物品購入その他の契約
共同格付、官公庁実績、履行能力及び経営状況等に関する事項
- (3) 品川区工事請負業者指名停止基準による、指名停止(回避を含む)期間中にない者

(公告)

第4条 公告する内容は、入札案件の件名、予定価格、概要、業種、格付、参加資格、申込期限等、入札に必要な基本的事項とする。ただし、特に必要と認めるときは、一部の内容について公告しないことができる。

(公告の時期および方法)

第5条 入札案件を起案する課長は、契約希望日の 40 日前までに、入札案件、概要などを記入した制限付き一般競争入札発注予定表甲を経理課長に送付するものとする。

- 2 経理課長は、前項の制限付き一般競争入札発注予定表甲を受理したときは、制限付き一般競争入札発注予定表乙を掲示するものとする。ただし電子入札案件においては、制限付き一般競争入札参加予定表乙の掲示に代えて、入札に参加するために必要な事項について、電子入札サービスに登録するものとする。

(申込方法および期間)

第6条 制限付き一般競争入札に参加することを希望する者は、制限付き一般競争入札発注予定表乙に定められている申込期間内に制限付き一般競争入札参加申込書に必要事項を記入、押印のうえ、経理課長に申し込むものとする。ただし電子入札案件においては、制限付き一般競争入札参加申込書の提出に代えて、電子入札サービスにより申し込むものとする。

2 前項の申込期間については、概ね 10 日間（土・日・祝日含む）とする。ただし、緊急その他の事由によりやむを得ない場合には、申込期間を短縮することができる。

(委任)

第7条 この要綱の施行について必要な事項および様式は、別に企画経営部長が定める。

付 則

この基準は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。